

第5回人間市指定管理者候補選定委員会会議録

1 日 時 平成25年7月26日（金）午後3時30分～4時45分

2 場 所 全員協議会室

3 出席者 委員長 副市長 友山宏一

委 員 企画部長 西勝啓祐、総務部長 石川定夫、浅見喜代治、齋藤秀雄
環境経済部長 石川 仁（農村環境改善センターを所管する部長）、
市民部長 大野 勉（産業文化センター、市民会館を所管する部長）、
福祉部長 田中利之（黒須保育所、扇台福祉作業所を所管する部長）
生涯学習部長 岩田武利（体育施設を所管する部長）

所管課 農政課 課長 長谷川功、主幹 片寄貴之

自治文化課 課長 鳥山政之、主幹 関谷佳代子

児童福祉課 課長 布施川利夫、副参事 築地延恭、主幹 晝間忠利、
主任 宮崎秀代

障害福祉課 課長 鈴木浩昭、主幹 須田美菜子

体育課 課長 峯岸正志、主幹 関根祥弘

事務局 企画部次長 加藤保夫、企画課 課長 長谷川芳明、主幹 藤田拓也、
副主幹 石井英寿

4 議 事

議 題

- (1) 選定方法の決定
- (2) 募集要項・仕様書（案）について
- (3) 採点方法について

(1) 選定方法の決定

委員長： 本日は選定方法の決定という大変重要な案件をご審議いただく。今までの委員会の内容を参考に慎重にご審議いただきたい。

議事に入る前に今までの経緯を説明する。平成25年度で指定期間の満了する6施設について、「施設ごとの対応方針」に基づいて平成26年度からの新たな指定管理者を選定するため、6月に第1回目の委員会を開催し、お集まりいただいた。第2回では、第1回の内容を受けて現地視察を行った。第3回では、福祉部門の黒須保育所と扇台福祉作業所、第4回ではその他の4施設について現指定管理者の総括について審議したところである。

選定方法等について、その考え方等を事務局から説明した後、施設ごとに決定していく。

事務局： 各施設について、公募または非公募という選定方法を決定していただくが、その考え方について説明する。第1回委員会で配付した資料5「公の施設の指定管理者制度適用に係る指針」が、選定方法について市で定めている指針である。この指針の中に「指定管理者制度を適用する場合の対応方法」という部分があり、その中の「(2)指定管理者の選定方法」というところに、「指定管理者の選定にあたっては公募を原則とする。ただし、施設の性格、設置目的等により公募に馴染まないなど、合理的で特別な事情がある場合は市が特定の者を指名する方法をとることができるものとする。」とある。その中で、「(イ)市が特定の者を指名する方法」ということで①～⑤まで要件を定めている。今回対象の6施設の指定管理者である3法人は、いずれも「④公共サービスの公平・公正な提供を行う団体で収益を目的としない法人等を指定するとき」あるいは「⑤当該公の施設の管理運営を目的として市が主体的に設立した法人等を指定するとき」に該当する法人である。これらの規定を適用して、実績の評価なく、更新時に毎回非公募とすることができないわけではないが、市民サービスの低下にもつながりかねない。

そういったことを防止する意味も含めて、平成20年9月に「①現に指定管理者として指定している団体の実績等の評価が良好なとき」という要件を指針に追加した経緯がある。今回の選定委員会においても、この①の要件に該当するかどうかを判断するために、これまで4回の委員会で審議いただけてきたところである。

では①を適用するか否かについて、どのような視点から判断していただきたいかを申し上げる。市民サービスの向上のために指定管理者制度を導入しているので、市としては、指定管理者の交代によって、利用者に提供するサービスが停滞したり、低下したりすることは避けたいと考えている。利用者アンケートや第三者評価を基に行ってきたこれまでの審議、あるいは施設視察をふまえて、管理状況を見たとき、逆に公募とした方がよい積極的な要素があったかどうかで判断いただき、そういった要素がなければ非公募に相当すると考えていただきたい。

なお、付け加えると、非公募となり現在の指定管理者のみから応募いただいた場合においても、今後、提出された次期の提案内容等の審査・採点（審査は9月に行う）により、基準点に達しなければ、その時点で改めて公募となる。今回は公募か非公募かの判断であり、もう一度次期に向けての計画等については審査を行うという段取りになる。

委員長： 今の説明をふまえつつ、ご意見をいただければと思う。

これから施設ごとに選定方法を決定していくが、仮に意見が分かれるような状況になった場合、多数決で決定させていただく。その際に所管の担当部長が委員に入っているが、その所管の施設のみ評決には加わっていただく。例えば、福祉部長は黒須保育所と扇台福祉作業所の評決には入るということであり、他の施設

も同様である。ただし、福祉部長については社会福祉協議会の常任理事も兼務をしているということから、扇台福祉作業所について、その部分については評決には加わらないこととする。

(黒須保育所)

委員： 黒須保育所の視察もさせていただいたところ、適正な保育がなされており、子どもたちも伸び伸び生活しているのかなという印象を受けた。第3回委員会の利用者アンケート結果で、およそ9割の保護者が今の保育内容に満足または問題ないと評価していることから見ても運営は良好であると思う。

委員長： 今、良好な印象を受けたとあったが、他に感じたこと、確認したいこと等はないか。現場を見ていただいたが、受託法人は地域に根ざし、長年積極的に運営しているという印象だったかと思う。何かそれについて意見はあるか。

委員： 保育所は他にもいろいろあるので、それも頭に浮かべながら視察をしたが、よく管理されているなという印象である。アンケートでも、保護者は継続を望む声が多く、児童に与える影響を考えれば、他の法人に替えた方がよいほど悪い要素はなかったと思う。

委員長： 運営自体についてはどうか。

委員： 特別ということでもないが、よかったと思う。

委員長： では、これで審議は終了とさせていただき、この黒須保育所について、選定方法を決定したいと思う。これまでの意見をまとめると、非公募でもよいのではないかとはいえるが、非公募に決定してよいか。

委員一同： 問題ない。

委員長： 黒須保育所については非公募と決定する。

(扇台福祉作業所)

委員： 扇台福祉作業所は特殊な施設であるという印象がある。他の施設とは違い、障害者の方々のケアをするという施設なので、まず原則として、管理する人がころころ替わるのはよろしくないと思う。アンケート結果等を見ると、不満が全くないというわけではないが、現在の活動内容や作業所での生活に「よく馴染んでいる」「概ね馴染んでいる」と全員が回答している。それは、長年にわたって蓄積してきた支援や指導のノウハウがあるからで、運営状況は良好と判断できると思う。また、管理者が替わったときに精神障害者や身体障害者の方々は、どのようなアクションをとるかといったことも心配である。

委員長： 我々には専門的判断は難しいが、指導員が変わった場合、通所者に何か影響が出るのか、障害福祉課の見解はあるか。

障害福祉課： 扇台福祉作業所は長年、社会福祉協議会が管理運営している。現在の通所者は重度で長期間通われている方が多く、支援員の長年の支援によって築かれた信頼関係がある。例えば自閉症の方については、支援する人、環境、作業の順番、または音楽が少し変わるだけでもパニックを起こし、通所できなくなってしまう恐れもあると感じている。そういった面から見ても、扇台福祉作業所は現状非常に安定していると感じている。

委員長： 指定管理者が変われば当然指導員も変わる可能性があるので、かなり影響があるのではという意見であった。他に何か確認したい点等あるか。先ほど、このままでよいのではないかという意見があったが、それについて反論があれば聞きたい。

委員長： 意見がないようなので、質疑を打ち切りとする。扇台福祉作業所について、非公募ということで決定してもよろしいか。

委員一同： それでよい。

委員長： 扇台福祉作業所については非公募ということで決定する。

(農村環境改善センター)

委員： 一点質問がある。外部評価に関してだが、お茶の一大産地としての入間らしい事業展開ということが指摘されていたと思う。確かに入間市は一大産地ではあるが、都市化が進んだ場所の中での一大産地であると思う。そのため、外部評価の指摘をそのまま受け取ってよいのかという懸念はあるが、評価が高い振興公社であればそういった部分にも対応できるかなとは思っている。そこで、担当課としてはそのような部分を、例えば仕様書として指定するのかなど、事業展開のイメージのようなものがあれば参考にお伺いしたい。

委員長： 今後の事業展開のイメージはあるかといった質問であったが、それに対して返答はあるか。

農政課： イメージ的には入間市は確かにお茶の一大産地であるが、その他にも里芋など別の農産物の産地でもある。今、加工、販売を含めた6次産業化に向けての機会作りのため、お茶はもちろん、特産物を利用した食品加工の教室などができれば、入間市の農業の体質が強化されていくことが期待できる。そのようなきっかけ作りの教室も面白いかなとイメージしている。

委員： 今お茶の話があったが、かつて入間市では椎茸の栽培が非常に多くの農家で行われていたが、現在はわずかな農家でした栽培されなくなった。加治丘陵にはナラヤクヌギがたくさんあるので、これを利用して「自分で椎茸を育てる」というイベントを行っている。これは、農家の方が直接来るというわけではないが、入間市民にかなり人気がある。また、菊を挿し木からどうやって作るかというこ

とも行っているが、これも非常に人気がある。その様に、直接、農家の拡大につながるかは別問題として、農業に関心をもってもらうことがねらいの事業は現在行われており、非常に良い状態である。

お茶についても何か催したいが、狭山茶は煎茶であるため、加工教室を開くのはなかなか難しい。パウダーや抹茶のようなものは非常に加工しやすいので料理教室などが開きやすいが、抹茶というとはほとんど京都である。そのようにお茶を利用したイベントというのはなかなか難しいという現状ではあるが、工夫をすることは可能である。例えば、現在は市内のお茶屋さんでもパウダー茶というものを随分開発し始めている。それを使い、すでに実験的に、パスタを作ったりケーキを作ったりということをやっているのです、そのようなことを織り込んでいければと考えている。

委員長： お茶や椎茸についての話であったが、そのように事業展開していければ、といった意見であった。他に農村環境改善センターについて意見はあるか。

委員： 何を根拠に判断するかという話になるが、外部委員にも入っていただいたように、やはり外部の目が重要であると思う。我々が見て、それほど感じなくても、全国的に見て素晴らしいと言われると、そうなのかという気もする。そのような観点で外部評価を見ていくと、「指定管理者が自主修繕や清掃などをしっかりやっている」「他市の農改センターと比較しても非常に良好である」というような評価が出ている。このような評価を見ると、そうなのかもしれないという率直な印象である。当たり前のような印象も別にはあるが、外部から見ると高評価ということであれば、現状のままでよいのではと思う。

委員長： 農改センターの第三者評価の総合評価はAであることはご承知かと思う。なかなか判断は難しいが、第三者評価の結果は専門家が行ったものであるので信頼性はあると思う。他に意見がなければ、ここで質疑を打ち切りとする。

委員長： 第三者評価の結果がAということもあり、概ね問題ないのではないかという意見であった。また、公募がよいという意見はなかったため、農村環境改善センターも非公募ということで決定してよろしいか。

委員一同： よい。

委員長： 農村環境改善センターについては非公募ということに決定する。

(産業文化センター・市民会館)

委員： それぞれの施設を個別に審議しているが、同じ文化施設である産業文化センターと市民会館は、各々の問題を抱えている。市民会館については耐震化のため長期間閉館しなければならないような状況が想定されている。産業文化センターについては、空調が限界にきており、いつ壊れるか分からない状態である。できれ

ばこの2施設について一緒に審議をしていただきたいと考えているがいかがか。

委員長： 市民会館と産業文化センターは文化施設として、セットで判断していただけないかという提案であったが、これについて何か意見はあるか。

委員： 全くその通りであると思う。仮に、片方が公募、片方が非公募となった場合、今後非常にやりづらいただろうと思う。それはどちらになっても公募、非公募は統一すべきだと思う。少なくとも市民会館と産業文化センターに関しては、一緒に審議をするのが適切であると思う。

委員長： 他に何か意見はあるか。

委員： 今の意見に賛成である。第三者評価の中で、セットで管理することで非常に効率が良い、また双方のレベルが上がったというという評価があり、プラスの面があると思う。それを、個別に判断して委託先がそれぞれ違うものになった場合、せっかくの効果が落ちてしまう。そう考えると、セットで考えるというのは両者にとってプラスになるのではと思う。

委員長： 他に意見がなければ、市民会館と産業文化センターについてはセットで審議するものと決定する。では改めて、市民会館と産業文化センターについて確認したい点等あれば、併せて審議の対象とさせていただき、決定についてもセットで行うこととする。

委員： 公募にする必要はないと思っている。非公募でよいと思う。

委員： 普段、何気なく利用させていただいていたが、中を見させていただいたところ、清掃など随分ご苦労なさっているのだなということは改めて感じた。トイレを使わせていただいたが大変きれいになっていた。非常に良い管理をしていると思う。そのため、このまま同じところで管理すればよいと思う。

委員： 全く意見は一緒だが、例えば市民会館の関係で、先ほどあったように、市民会館と産業文化センターを両方管理し、かつ、それをグループ化することで効率化が図られている。それが最も大きな効果だと思う。

また、市民会館の中で特に評価が高かったのは、櫛メンバーズ、櫛クリエーターズ、櫛サポーターズであり、このようなことをやっている自治体は全国的にもなかなか無いといったトーンの話が出ていたということになると、やはり今のままでよいのでは、というのが私の意見である。

委員： 先ほど農改センターの評価の中でもあったように、第三者評価というのがかなり重要な部分だと思う。この二つの施設は第三者評価の結果が非常に良く、そんな中で管理者を替えるのはどうかと思う。

委員長： 第三者評価については、それぞれAとかなり良い結果であった。委員からも非公募でよいのではないかという意見があった。それでは、質疑はこの辺で終わらせていただき、決定をさせていただく。

委員長： 産業文化センターと市民会館について、非公募という意見が多かったということから非公募に決定させていただいてよろしいか。

委員一同： よい。

委員長： 産業文化センターと市民会館について非公募と決定させていただく。

(体育施設)

委員： 一点確認であるが、先ほど外部評価について皆さん発言していただいているが、体育施設の外部評価に、「現在の指定管理の協定内容や市や体育協会との役割分担をふまえると、現在の管理の有り方で問題があるわけではないが」という前提で、「公社の強みをより発揮するためには、施設の維持管理だけではなく事業企画に関しても、市や体育協会と協力しやすい協定のあり方や体制づくりについて検討することが期待される」とある。これは今までのことではなくて今後ということになるのだろうが、このようなことを具現化するような変更の余地はあるのか。

委員： 体育施設の場合は施設管理の安全性や利便性の向上が大前提で、安定した管理体制をとるとするのが最重要である。

指定管理開始時には振興公社としての自主事業は特に実施していない。ただ、体育施設は何のためにあるのかという本質的な目的としては、生涯にわたるスポーツの推進や環境整備が求められている。そのような観点から、体育施設を利用しての様々なスポーツ教室などの自主事業を実施することで、スポーツの推進をしていくものと考えている。振興公社は平成 23、24 年度に水泳教室を自主事業として実施している。その点は評価している。また、振興公社自体もスポーツに精通したプロパー職員が集まっていると聞いているので、他の施設と同様に自主事業等の事業企画をさらに拡大し、そのことによって、より市民がスポーツに携わる機会の増加や、環境整備の向上等があらばと思っている。

委員： 徐々にそのような体制になりつつあるという理解でよいということか。

委員： 教育委員会や体育協会が行っている事業とはバッティングしないよう進めていきたいと思っている。

委員： 今までの評価により公募非公募を決めるわけなので話が少々ずれたが、参考に聞かせていただいた。

委員： 体育施設の第三者評価に施設、設備、備品について経年劣化が見られるけれども、指定管理者側が修繕や清掃等しており、非常に管理状況が良い。体育施設なので、わりとハードに使うことが多いわりに、それを感じさせない。修繕についても、プールを塗るなど、お金をかけず自分たちでやるというように、資料にならない部分も見せていただいたところ、そのように感じている。いろいろな競技をやることによっていろいろな層の方が利用していると感じる。老朽化は課題ではあ

るが、そのあたりは市と連携をとって取り組んでいただいていると思う。そんなところも含めて外部評価がAになっているのだと思う。そういう意味で運営状況を見ると非公募でよいのではと思う。

委員長： 非公募でよいのではないかという意見であった。

委員： 仕様書を作る際の話になるが、最初に指定管理を募集したときに自主事業というのを文化施設の場合は入れてある。仕様書にもともと入っていないのでやってこなかったということもあるかと思う。また、事業としては体育課がやるという意識があるかもしれない。そのような中で、指定管理者だからこそやれるというような事業があるのであれば、そういうものを体育課のほうから提案していけばよいのではないか、という感覚を私は持っている。そのような感覚で体育課と指定管理者で話し合い、事業の住み分けをしていただく。例えば、マニアックなスポーツは指定管理者のほうでやっていただくというような運用をしていただき、仕様書の中にも一言自主事業について触れていけば、指定管理者のほうでも受けやすいのかなと思う。公募、非公募とは関係ないが、そのようなことを考えている。

委員長： 仕様書の中身についての提案であった。また仕様書については報告があるが、参考にしてもらえればと思う。

委員： 体育施設というのは最も公募しやすい施設であるという考え方もできる。一方で、施設管理をする上でまったく分からないことが出てきたらどうなるのだろうかという心配は非常にある。そういう意味で、信頼のおける振興公社を出すというのは間違いではないと思う。

委員長： 他に意見がないようであれば体育施設についての質疑は終了とし、公募、非公募について決定していきたい。非公募でよいのではないかという意見が大半であり、公募という意見はなかったので、非公募ということに決定してよろしいか。

委員一同： よい。

委員長： 体育施設についても非公募ということで決定させていただく。

(2) 募集要項・仕様書（案）について

委員長： 募集要項・仕様書（案）について事務局より説明願う。

事務局： 今後の選定の流れも含めて説明する。ただ今の審議において、選定方法について決定いただき、各施設ともに非公募と決定されたので、これから各所管課において募集要項・仕様書を最終的に作成し、現在の指定管理者に対し提示し、応募書類の提出を受けることとなる。

募集要項（案）について、参考として産業文化センターのものを配付した。他の施設についても同様の募集要項となる。応募者には「提出書類」の「提出書類」

にある9つの書類を8月30日（金）までに提出いただくことになる。なお、事業計画書では、10項目についての提案をいただき、9月に行う第6回および第7回の委員会で法人から、内容説明をしていただく予定である。

仕様書（案）については、各施設の業務内容を示すものとして、参考に全施設分を配付した。この仕様書についても、案であるので、今後、所管課において修正がありうる段階のものである。

正式な募集要項および仕様書については、第6回または第7回の委員会前に応募者から提出いただいた応募書類と併せてお配りする予定である。

委員長： 募集要項と仕様書について説明したが、現状での案ということであった。所管課で要綱と仕様書については精査し、また審議の中で配布するということだが、何か確認したいことはあるか。

委員： 所管課に対する要望だが、同じ管理者が全く同じことをするというのはいかなものかと思う。細かく指定はしないが、前回よりもここはグレードアップしている、という部分を出してほしい。募集要項や仕様書を書くときに、今まではここまでだったが次はここまではやってほしい、というものをぜひ出してほしい。

委員長： そのようなことをふまえて、少しでもグレードアップできるものがあれば、書いていただきたい。

委員： それほど大きな壁は立てないでいただきたい。少しはグレードアップしてくれということだと思うが、仕様書の謳い方が非常に難しい部分もあるので、それについては各部で工夫するというところでよろしければ了解する。

委員： そういったことが外部的にも見られればよい。

委員長： 他に、募集要項・仕様書（案）について確認したい点はあるか。

委員： 仕様書に直接絡む部分ではないが、例えば、管理ができなくなったり、指定管理を取り消されたりしたなどの例があればお伺いしたい。

事務局： 総務省が平成24年11月6日付で、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を公表している。ここからしか知りえるものは無いが、まず、平成24年4月1日現在で、指定管理を受けている施設が全国で73,476施設ある。平成21年の調査では70,022施設ということで、3,454施設が平成24年までに増えたということである。

質問の取り消された例であるが、この調査によると、平成21年4月2日から平成24年4月1日までに何らかの理由で指定管理等が取り消された例は合計で2,415施設あるとのこと。その理由の内訳は、まず、地方自治体が指定管理を取り消したという例が831施設。管理上の業務停止が51施設。指定管理を満了した後指定管理を取りやめたという例が1,533施設あるということである。

その中でも地方自治体が指定管理を取り消したという831施設の中で、運用上

の理由で取りやめたのが 187 施設である。さらにその 187 施設の中で費用対効果、サービス水準を検討した結果指定管理にそぐわないだろうというものが 17 施設であった。また、これが最も重要な部分であるが、指定管理者の経営困難等による撤退、指定の返上が 133 施設ある。指定管理者の業務不履行が 9 施設。指定管理者の不正事件によるものが 28 施設あった。という調査結果である。

委員： 入間市ではないか。

事務局： 市内ではない。

委員： 予想以上にあるなど感じた。

委員： 満了になった 1,533 施設がやめたというが、これまでの 5 年間はよいと思うが、5 年後の審査の時にはおそらく消費税も上がっていると思う。そうなると、市が直営で管理していくよりも余計にお金がかかる。そのように、世の中の流れを加味した情報は無いのか。

事務局： 今のところ、全国的な流れは、指定管理を直営にするという施設は若干あるものの、平成 21 年から約 3,400 件増えているということなので、このまま増えていくのではないかという見方である。

(3) 採点方法について

委員長： 採点方法等について事務局より説明願う。

事務局： 応募者から提案された内容から 9 または 10 項目について採点していただく。9 または 10 というのは、自主事業がない施設については自主事業の項目が欠けるということである。

採点方法等については、各項目の配点は 5 点で 5 点(優れている)、4 点(良い)、3 点(普通)、2 点(やや劣る)、1 点(劣る)の 5 段階での採点をお願いする。45 点または 50 点満点とし、合格ラインについては、これまでの選定委員会で用いた基準を今回も用いることとさせていただく。具体的には、5 段階評価の普通評価の 3 点に審査項目の 9 項目または 10 項目を乗じた 27 点または 30 点を合格ラインとする。ただし、委員の一人でも 1 点の項目があった施設については、再度、協議することとする。このように従来の方法に準じて行いたい。

委員長： 冒頭でも説明のあったとおり、あくまでも採点結果でやはり公募の方がよいということになれば、また変わる可能性はあるということであるが、基本的にはこの採点結果を見て最終的な決定となる。採点方法について何かあれば、改めて 9 月に採点をしていただく際に聞く。第 1 回で言ったように、所管部長である委員は、所管する施設の採点を行い、それ以外の施設には入らないということになっている。

5 その他

次回の日程について

次回は9月18日(水)に応募者による提案内容の説明を行う(福祉2施設の予定であったが、各委員の都合を勘案した結果、振興公社関連施設とする)。

事務局：先ほど質問のあった総務省の「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」は、次回資料を配布する際に併せて配布する。

以上